

平成25年度地域生物多様性保全活動支援事業公募要領

1. 事業の目的

地域における生物多様性の保全を推進するためには、当該地域における生物多様性の危機の要因等を明らかにしつつ、地域の多様な主体により希少野生動植物の種の保全、野生鳥獣の保護管理、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止、生物多様性保全上重要な地域における保全活動等の対策を効果的・効率的かつ計画的に実施する必要がある。

このため、それぞれの対策に関する法律に基づく計画等の作成を委託事業として行い、さらに様々な対策を集中的かつ総合的に取り入れ、生物多様性保全に関する先進的・効果的な取組を実証事業（委託）として実施し、今後の各地における生物多様性の保全活動を推進する。

2. 公募対象事業

下記のとおり、生物多様性の保全に関する法定計画の策定及び、それに基づく事業等の実施とする。（ともに委託事業（国費 10/10））

生物多様性保全計画策定事業（策定事業）

生物多様性保全に関連する法律に基づく法定計画等の策定。

地域生物多様性保全実証事業（実証事業）

上記の法定計画等に基づく先進的・効果的な取組。

対象とする法定計画等は原則として下表のとおり

法 律	計 画 等
生物多様性基本法	生物多様性地域戦略（13条）（策定事業のみ）
自然公園法	生態系維持回復事業計画（38条）（国定公園のみ） 生態系維持回復事業実施計画（39、41条関連）（法に基づく確認・認定の対象となるもの、施行規則15条の6、9）
自然環境保全法	風景地保護協定（43、45条） 生態系維持回復事業実施計画（30条の3関連）（法に基づく確認・認定の対象となるもの、施行規則30条の4）
自然再生推進法	自然再生事業実施計画（9条）
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	特定鳥獣保護管理計画（7条）
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	保護増殖事業計画（46条）（法に基づく確認・認定の対象となるもの）
特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律	防除実施計画（18条関連）（法に基づく確認・認定の対象となるもの、施行規則23条）
地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律	地域連携保全活動計画（4条）

なお、他の補助金または助成制度の適用を受けている場合は対象とはしない。

3. 公募対象者

公募対象者は については法律に位置づけられている法定計画等の策定主体、 については法定計画等に位置づけられた実施者のうち、下表のとおりとする。

計 画 名	生物多様性保全計画策定事業	地域生物多様性保全実証事業
生物多様性地域戦略	都道府県及び市町村	都道府県（国定公園のみ）
生態系維持回復事業計画	都道府県（国定公園のみ）	都道府県（国定公園のみ）
生態系維持回復事業実施計画 （自然公園法）	<ul style="list-style-type: none"> 法第 38 条第 2 項（国立公園）、法第 41 条 2 項（国定公園）に基づく確認を受けようとする地方公共団体 法第 38 条第 3 項（国立公園）、法第 41 条第 3 項（国定公園）に基づく認定を受けようとする者 	<ul style="list-style-type: none"> 法第 38 条第 2 項（国立公園）、法第 41 条 2 項（国定公園）に基づく確認を受けた地方公共団体 法第 38 条第 3 項（国立公園）、法第 41 条第 3 項（国定公園）に基づく認定を受けた者
風景地保護協定	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体、法第 37 条に基づき指定された公園管理団体 	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体、法第 37 条に基づき指定された公園管理団体
生態系維持回復事業実施計画 （自然環境保全法）	<ul style="list-style-type: none"> 法第 30 条の 3 第 2 項に基づく確認を受けようとする地方公共団体 法第 30 条の 3 第 3 項に基づく認定を受けようとする者 	<ul style="list-style-type: none"> 法第 30 条の 3 第 2 項に基づく確認を受けた地方公共団体 法第 30 条の 3 第 3 項に基づく認定を受けた者
自然再生事業実施計画	法第 5 条に規定する者	法第 5 条に規定する者
特定鳥獣保護管理計画	都道府県	地方公共団体、民間団体等
保護増殖事業計画	<ul style="list-style-type: none"> 法第 46 条第 2 項に基づく確認を受けようとする地方公共団体 法第 46 条第 3 項に基づく認定を受けようとする者 	<ul style="list-style-type: none"> 法第 46 条第 2 項に基づく確認を受けた地方公共団体 法第 46 条第 3 項に基づく認定を受けた者
防除実施計画	<ul style="list-style-type: none"> 法第 18 条第 1 項に基づく確認を受けようとする地方公共団体 法第 18 条第 2 項に基づく認定を受けようとする者 	<ul style="list-style-type: none"> 法第 18 条第 1 項に基づく確認を受けた地方公共団体 法第 18 条第 2 項に基づく認定を受けた者
地域連携保全活動計画	市町村	（ を含むことができる ） 法第 4 条第 2 項第 3 号に規定する者

4. 採択の条件

本事業の採択要件は以下のとおりとする。

- (1) 事業規模については、概ね500万円（地方公共団体以外の者による防除実施計画に関するものについては250万円）から2,000万円程度とし、提案内容により予算の範囲内で決定する。
- (2) 事業の内容については下記のとおりとする。

生物多様性保全計画策定事業（策定事業）

「3. 公募対象者」に掲げる法定計画等の策定を対象とし、事業完了時点もしくは事業完了次年度に計画の策定が見込まれるものとする。また、事業の内容には、計画策定に資する調査・試験を含みうるものとし、実証事業と一括して実施することも可とする。

なお、採択にあたっては、

策定にあたり、科学知見を積極的にもりこむ手法

策定にあたり、地域住民との連携を図る手法 等

他地域での策定のモデルとなりうる取組、効果的な取組を優先的に採択する。

防除実施計画については、実証事業と一括して実施もしくは、策定事業に引き続き、の実証事業へ移行する事業に限る。

地域生物多様性保全実証事業（実証事業）

「3. 公募対象者」に掲げる法定計画に基づき、次のような観点からすぐれていると判断された取組を採択する。

先進的・効果的なもの

他地域のモデルとなるもの

生物多様性の観点から重要な地域もしくは広域的な地域を対象としたもの 等

なお、実証事業の対象内容は下表のとおり。

生態系維持回復事業計画	回復技術の研究開発、住民との協働・地域連携や広域的な視点からの取組その他の先進的・試験的・効果的な取組
生態系維持回復事業実施計画（公園法）	回復技術の研究開発、住民との連携・地域連携や広域的な視点からの取組その他の先進的・試験的・効果的な取組
風景地保護協定	風景地の管理に関する先進的・効果的な取組
生態系維持回復事業実施計画（自環法）	回復技術の研究開発、広域的な視点からの取組、その他、先進的・試験的・効果的な取組
自然再生事業実施計画	再生技術の研究開発との連携、民間団体や民有地における取組、広域的視点からの取組 等の先進的・効果的な取組
特定鳥獣保護管理計画	個体数調整などにおける先進的・効果的な取組
保護増殖事業計画	・飼育（栽培）が繁殖の実施による技術開発・確立 ・生息（生育）環境のモニタリング及び同環境改善事業 その他、先進的・効果的な取組
防除実施計画	次の地域において生態系等に係る被害の防止を図る防除の取組で、地域連携、住民参加、研究機関等の協働が図られるもの、その他、先進的・効果的な取組 ・地域的な観点から希少な生物の生息・生育地又は地域特有の生物相を有する地域 ・全国的又は地域的な観点から希少な生物の生息・生育地、地域特有の生物相を有する地域に被害が及ぶおそれがある地域
地域連携保全活動計画	事業者や教育・研究機関等の多様な主体が参画した、他地域のモデルとなる先進的・効果的な取組

5．事業期間

策定事業、実証事業ともに事業期間は1年～2年程度（予算状況や取組の状況により事業期間の伸縮がありうる）とし、特に必要な場合は、採択から3年間まで延長できるものとする。

6．採択の方法

書類選考により対象を絞った後、地域生物多様性保全活動支援事業審査委員会による審査により採択事業を決定する。審査に当たっては、必要に応じてヒアリングの実施や追加資料の作成・提出等を求める場合がある。

なお、生物多様性の保全を主な目的としないもの、業務の主たる部分を一括して再委託するもののほか、本事業の趣旨に合わないものは、審査の対象としない場合がある。

7．応募書類及び提出方法

（1）応募の方法

別紙1の応募書類様式に必要な事項を記入の上、応募者の事業対象区域を所管する各地方環境事務所に郵送し、あわせて下記宛先まで電子メールで提出する。

提出先：環境省自然環境局自然環境計画課生物多様性施策推進室

担当：山下

電子メール：shizen-suishin@env.go.jp

電子メールの表題は「地域生物多様性保全活動支援事業応募書類（応募者名）」とし、応募書類の提出であることがわかるようすること。

電話番号：03-3581-3351（内線6665）

（2）応募書類の受付期間

平成25年2月14日（木）～平成25年2月28日（木）

受付期間以降に到着した書類のうち、遅延が当方の事情に起因しない場合は、応募書類として受け付けない。

8．応募にあたっての留意事項

（1）採択された事業の応募者が受託者として、環境省と委託契約を締結し事業を実行し、委託事業の成果物として事業報告書を作成し、環境省に提出するものとする。

（2）土地の購入、施設の整備は本事業の対象としない。また、本事業で設置または購入した備品等（概ね5万円以上（税抜き））は環境省の資産となりうるので、事業終了後継続して使用する場合は、環境省の使用許可が必要な場合がある。

なお、成果物の著作権は環境省に属することになるが、受託者は成果物の内容の全部、もしくはその一部を使用できるものとする。

（3）本事業の委託費は原則として額の確定後に支払うこととする。

（4）この委託契約に関する事務の取扱については、他の法令に定めるもののほか、環境省委託契約事務取扱要領によるものとする。

9．その他

本事業は、平成25年度当初予算が成立し、予算の示達がなされることが前提となるため、今後、内容の変更等がある場合がある。

10．問い合わせ先

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1 - 2 - 2 中央合同庁舎5号館26階
 環境省自然環境局自然環境計画課生物多様性施策推進室 山下
 TEL 03-3581-3351 (内線 6665)
 FAX 03-3591-3228

11. 事業の実施において計上できる経費
 事業に計上できる経費の区分は下記のとおり。

経費の区分	内 容	
直 接 経 費	旅 費	航空機、バス、船等の運賃、日当および宿泊に要する経費。事業を実施するために必要となる調査、情報収集、会議への出席等を行うための旅費に限る。
	諸謝金	検討会等の委員や講師、専門家等の招聘、原稿執筆に支払う謝金。専門的な助言を得るためのアドバイザーについても可。
	賃 金	日々雇用する者に対する賃金支払いに要する費用。派遣会社から雇用する場合は、雑役務費で計上する。
	借料及び損料	車両、会場、機器類等の使用賃借、光熱水費等に要する経費。受託者の所有する設備の損料等は原則として対象とはなりません。
	印刷製本費	会議資料、文書、図面、報告書等の印刷、製本に要する経費。
	通信運搬費	郵便料、電話料、配送業務、その他通信運搬に要する経費。
	会議費	会議等の飲料代等に要する経費。1回1人あたり300円を目安とする。 会議に使用する資料の印刷費や会場借料等については、それぞれ印刷製本費、借料及び損料に計上してください。
	消耗品費	燃料代、消耗機材、試薬、消耗部品、雑誌等、使用するに従い消費され、長期間使用に適しない物品の購入に要する経費。
	備品費	概ね単価5万円以上で、反復利用に耐える物品や機器の購入等に要する経費。 事業完了後は環境省の資産となるので、リース可能なものは必ずリースにより対応してください。リース料は「借料及び損料」に計上してください。
	雑役務費	保険料、手数料、広告料、翻訳料、速記料等、役務の対価として支払う経費。
外注費	本来受託者が行うべき業務の一部を効率性、合理性等の観点から例外的に民間事業者等へ再委託する際に要する経費。(原則として直接経費に占める割合は5割未満とする) 事業の実施に付帯する印刷、翻訳等の作業を専門業者に発注する場合は、外注費以外の経費区分(印刷製本費、雑役務費等)に計上してください。	
その他経費	その他事業を行うために必要な経費で上記の区分に該当しないもの。計上する場合は、環境省担当官と協議が必要。	
一般管理費 地方公共団体は計上しないでください	下記のような、支出を対象。 例)非常勤雇用者の雇用保険費・インク以外のプリンターの交換部品等消耗品費として計上不可能な事務費等 直接経費から、外注費を除いた額に10分の1.5を乗じて得た金額以下。	